

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
第九条（略） 2 高等裁判所長官には、一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、単身赴任手当及び転居手当を支給する。 3 （略） 附 則 第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、<u>百三万六千円</u>とすることができる。 別表（第二条関係）		第九条（同上） 2 高等裁判所長官には、一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、単身赴任手当を支給する。 3 （同上） 附 則 第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、<u>百万六千円</u>とすることができる。 別表（第二条関係）	
区 分	報 酬 月 額	区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	二、一五八、〇〇〇円	最 高 裁 判 所 長 官	二、〇九五、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	一、五七四、〇〇〇円	最 高 裁 判 所 判 事	一、五二八、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一、五一〇、〇〇〇円	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一、四六六、〇〇〇円

				判 事								その他の高等裁判所長官
四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	
三九四、七〇〇円	四一九、二〇〇円	四四〇、五〇〇円	四七五、四〇〇円	五六九、〇〇〇円	六二七、〇〇〇円	六八七、〇〇〇円	七五九、〇〇〇円	八七八、〇〇〇円	一、〇三六、〇〇〇円	一、一一〇、〇〇〇円	一、二六一、〇〇〇円	一、三九九、〇〇〇円

				判 事								その他の高等裁判所長官
四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	
三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円	一、〇〇六、〇〇〇円	一、〇七八、〇〇〇円	一、二二四、〇〇〇円	一、三五八、〇〇〇円

					判 事 補							
五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号
四九三、五〇〇円	六二七、〇〇〇円	六八七、〇〇〇円	七五九、〇〇〇円	八七八、〇〇〇円	二八六、二〇〇円	二九〇、〇〇〇円	二九六、四〇〇円	三〇五、二〇〇円	三二四、〇〇〇円	三三三、三〇〇円	三五〇、五〇〇円	三六五、七〇〇円

					判 事 補							
五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号
四七七、一〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五二、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円	三一、六〇〇円	三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円

簡易裁判所判事											
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
二八六、二〇〇円	二九〇、〇〇〇円	二九六、四〇〇円	三〇五、二〇〇円	三二四、〇〇〇円	三三三、三〇〇円	三五〇、五〇〇円	三六五、七〇〇円	三九四、七〇〇円	四一九、二〇〇円	四四〇、五〇〇円	四七五、四〇〇円

簡易裁判所判事											
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円	三一、六〇〇円	三二〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円